

薬種商販売業の変更の届出に関する手続の概要

(1) 事後の届出の場合

提出書類	1	変更届書	
	2	薬種商の氏名を変更したとき (人格の変更は認められない。)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請者が法人であるときは、登記事項証明書)
	3	薬種商販売業の業務を行う役員の氏名を変更したとき (薬種商が法人である場合に限る。) 注: 適格者の変更は認められない。	人格の変更(増員又は交代) <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 新たに業務を行う役員となった者の診断書(有効期限3ヶ月) (届書に届出者として記載した代表者以外の役員については、診断書に代えて疎明書を提出することができる。) 業務を行う役員の範囲を示す書類(組織規定図又は業務分掌表) (変更後の役員が一名のみであるときは、添付を要しない。)
			人格の変更(減員) <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 業務を行う役員の範囲を示す書類(組織規定図又は業務分掌表) (変更後の役員が一名のみであるときは、添付を要しない。)
			婚姻等による氏名の変更 <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書
4	薬種商の住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(申請者が法人であるときのみ) 	
5	店舗管理者の氏名を変更したとき	人格の変更(交代) <ul style="list-style-type: none"> 雇用契約書の写しその他申請者の新たな店舗管理者に対する使用関係を証する書類(申請者自身が当該店舗管理者である場合を除く。) 新たな店舗管理者の薬剤師免許証(原本)又は販売従事登録票(原本) (内容確認後、返戻します。) 新たな店舗管理者の住所についても同時に届け出ること。 変更前の店舗管理者が、引き続き当該店舗において薬事に関する実務に従事するときは、「店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名」についても同時に届け出ること。	

		婚姻等による氏名の変更	なし
	6	店舗管理者の住所を変更したとき	なし
	7	店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用契約書の写しその他申請者の新たな薬剤師に対する使用関係を証する書類（申請者自身が当該薬剤師である場合を除く。） • 新たな薬剤師又は登録販売者の薬剤師免許証（原本）又は販売従事登録票（原本）（内容確認後、返戻します。）
		人格の変更（減員）	なし
		婚姻等による氏名の変更	なし
	8	店舗の名称を変更したとき	なし
	9	店舗の構造設備の主要部分を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙「構造設備の概要一覧表」 • 店舗全体の平面図（正確な縮尺で記載されたもの） • 医薬品の冷暗貯蔵のための設備を変更した場合は、当該設備の立体図 • かぎのかかる貯蔵設備を変更した場合は、当該設備の立体図
	10	当該店舗において併せ行うその他の業務の種類を変更したとき	なし
	11	当該店舗において販売又は授与する医薬品の区分を変更したとき（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）	なし
	12	添付書類省略一覧表 （添付書類の提出を省略しようとするときのみ）	
その他			
提出部数	届書、添付書類とも各1部		
手数料	不要		
備考	変更後、30日以内に提出すること。		
提出及び問い合わせ先	店舗の所在地を所管する保健所		
	安来市、松江市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3（いきいきプラザ島根 3階） TEL：0852-23-1317	
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL：0854-42-9515	
	出雲市	出雲保健所衛生指導課	

	〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL : 0853-21-1185
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL : 0854-84-9806
江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL : 0855-29-5556
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL : 0856-31-9551
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL : 08512-2-9719

(2) 事前の届出の場合

提出書類	1	変更届書	
	2	相談時及び緊急時の電話番号 その他連絡先を変更したとき	なし
	3	特定販売の実施の有無について 変更したとき	<p>特定販売を実施している店舗が特定販売を実施しなくなる場合は添付書類不要。</p> <p>特定販売を新たに始める場合は、「店舗販売業許可申請」の手続きにおける申請書の添付書類たる「業務内容一覧表（店舗販売業等）」 「<u>店舗販売業許可申請</u>」の手続きを参照すること。 「特定販売の手続きについて」を参照すること。</p>
	4	<p>特定販売を行っている場合の下記事項について変更したとき</p> <p>(ア) 特定販売を行う際に使用する通信手段</p> <p>(イ) 特定販売を行う医薬品の区分</p> <p>(ウ) 特定販売を行う時間及び営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合はその時間</p> <p>(エ) 特定販売を行うことについての広告に、店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称</p> <p>(オ) 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告するときは、主たるホームページアドレス</p> <p>(カ) 島根県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（当該薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）</p>	<p>・「店舗販売業許可申請」の手続きにおける申請書の添付書類たる「業務内容一覧表（店舗販売業等）」 「<u>店舗販売業許可申請</u>」の手続きを参照すること。 「特定販売の手続きについて」を参照すること。</p>
	5	添付書類省略一覧表 (添付書類の提出を省略しようとするときのみ)	
その他			
提出部数	届書、添付書類とも各1部		
手数料	不要		
備考	変更日の前に提出すること。		
提出及び 問い合わせ先	店舗の所在地を所管する保健所		
	安来市、松江市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL : 0852-23-1317	

	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL：0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL：0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL：0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL：0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL：0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL：08512-2-9719